

肝付町山村留学制度実施要綱

(目的)

第1条 肝付町山村留学制度（以下「山村留学制度」という。）は、肝付町内の小学校に転学等を希望する児童に対し、町内の受入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て受入れを実施し、肝付町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童の育成を図ることを目的とする。

(応募基準・決定)

第2条 山村留学制度の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童
- (3) 宇宙に一番近い町「肝付町」で様々な体験活動を希望する児童
- (4) 里親留学（小学校2年生から6年生までの児童）
肝付町が委嘱する里親のもとで留学を行う。
- (5) 親戚留学（小学校1年生から6年生までの児童）
肝付町内（留学を行う小学校区内）の親戚（3親等以内）のもとで留学を行う。
- (6) 家族留学（小学校1年生から6年生までの児童）
肝付町内（留学を行う小学校区内）の住宅に家族で転居し留学を行う。

2 山村留學生の決定は、原則、「山村留学申込書」の先着順とする。但し、応募児童の健康状態、受入れ学校の状況、里親の確保など総合的に勘案して、肝付町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を経て、肝付町山村留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が決定する。

(山村留学の期間)

第3条 山村留学の期間は、原則として1年とする。但し、継続を希望する場合は、連絡協議会と協議の上、判断する。

(履行事項)

第4条 決定を受けた留學生、実親及び里親は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 転学する校区内に住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 山村留学に関する契約書の締結は、山村留学実行委員会（以下「実行委員会」という。）の立会いの上で行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、里親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 留學生から実親へ電話する場合は、コレクトコールでかけることを基本とすること。
- (6) 児童は、携帯電話、パソコンを里親宅に持ち込まないこと。

(山村留学の経費)

第5条 山村留学に係る経費について里親へ助成を行う。その内訳は、実親4万円及び町助成金(ただし、予算の範囲内とする。)とする。また、それぞれの助成金は、毎月末日までに里親口座に入金しなければならない。

2 実親が負担する留学期間1月未満の助成金は、16日以上は1月とし、16日未満については、1,000円に日数を乗じた額とする。

3 山村留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費及びその他児童にかかるものは、実親が負担しなければならない。

4 長期休業中における昼食代については、実親は、1日300円を里親に支払うものとする。

(里親の委嘱と義務)

第6条 里親は、山村留学制度を理解し、受入れ児童を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から、連絡協議会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

2 里親は、実親とよく連携を図り、受入れ児童を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。また、実施要領や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、里親を辞退しなければならない。

3 留学生の受入れは、1家庭、原則2人までとする。

(事故発生時の処置)

第7条 留学生が、病気または何らかの事故をした場合は、その実情に応じ、里親が適切な処置を行う。

2 里親は、実親に速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、実行委員会に経過を報告するものとする。また、必要に応じ、実行委員会及び連絡協議会が所要の対応を行うものとする。

(留学生の帰省等)

第8条 留学生が、長期休業中に滞在しようとする場合は、実親と里親が協議し決定しなければならない。また、実家までの帰省等については、実親または実親に委任を受けた者が引率しなければならない。

(契約の解約)

第9条 次の事項に該当する場合は、実行委員会の立会いの上で、解約することができる。

- (1) 児童の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき

(その他)

第10条 里親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合は、速やかに実行委員会に連絡するとともに、その期間の留学生の宿泊等については、実行委員会と協議の上、定めるものとする。その場合の経費は、1人1泊2,000円とする。

2 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、実親、里親、実行委員会が協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。